型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2764	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＧＨ11－２ＰＡ	ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＧＫ５＊＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第三百十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年八月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－412	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－Ｋ21－２Ａ	吸入負圧：6.2kPa　排気圧力：21.3kPa、吸入負圧：6.0kPa　排気圧力：30.6 kPa、吸入負圧：7.2 kPa　排気圧力：20.1kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　神奈川県川崎市幸区新小倉１番２号
㊞ＧＳ－478	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－Ｋ21－３Ａ	〃	〃
㊞ＧＳ－568	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－ＧＫ21－２Ａ	〃	〃
㊞ＧＳ－569	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－ＧＫ21－３Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第三百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年八月三十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2643	一酸化炭素等発散防止装置　スカニア　ＤＣ13－115	スカニア　型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ20001903495、スカニア　型式：不明　車台番号：ＹＳ２Ｋ６Ｘ20001903498	スカニアジャパン株式会社　東京都港区芝四丁目４番20号グーゴルプレックス・ツレニアふビル７階

○国土交通省告示第三百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十月五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2774	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ28－ＩＤＣ－４ＨＫ１－１	いすゞ　２ＰＧ－ＦＶＲ90Ｕ２、いすゞ　２ＲＧ－ＦＴＳ90Ｓ２、いすゞ　２ＰＧ－ＦＴＳ90Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＢＶＲ90Ｕ２、ＵＤトラックス　２ＲＧ－ＢＴＳ90Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＢＴＳ90Ｓ２	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第三百十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2434	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＱＲ25－７Ｅ26Ａ	ニッサン　ＣＢＦ－ＣＳ８Ｅ26、ニッサン　ＣＢＦ－ＤＳ８Ｅ26、ニッサン　ＣＢＦ－ＣＳ４Ｅ26、ニッサン　ＣＢＦ－ＤＳ４Ｅ26、いすゞ　ＣＢＦ－ＪＣＳ４Ｅ26、いすゞ　ＣＢＦ－ＪＤＳ４Ｅ26	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第三百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊13Ｒ11／14＊0003＊01	トラック、バス及びトレーラの制動装置　ＵＤトラックス　ＰＣＤ３８ｘ４	ＵＤトラックス　ＣＧ、ＵＤトラックス　ＣＧＢ	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第三百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日　　国土交通大臣　石井　啓一